

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月18日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	太良町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.tara.lg.jp/chosei/_1676/_2448.html

執行機関名 太良町教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	太良町育英資金の給付及び貸付に関する規則(昭和40年規則第9号)による育英資金の給付及び貸付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第六の項 太良町育英資金の給付及び貸付に関する規則(昭和40年規則第9号)による育英資金の給付及び貸付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法第3条(平成十五年六月十八日法律第九十四号)	太良町育英資金の給付及び貸付に関する条例(昭和40年条例第9号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、本町農林漁業経営の中堅指導者(以下「後継者」という。)として生産に励むために知識、技術等を研修する者又は向学心に富み有能な素質を有する者で、経済的な理由により就学が困難な者(以下「就学困難者」という。)に対して育英資金を給付又は貸付し将来、社会的に有用な人材を育成することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		太良町育英資金の給付及び貸付に関する規則(昭和40年規則第9号)